

公の施設の指定管理者の指定の件（自転車等駐車場）

令和 7 年（2025 年）11 月 26 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称及び位置並びに指定管理者

別表のとおり

2 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

（理 由）

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、自転車等駐車場の指定管理者を指定するため、本案を提出する。

別表

名 称	位 置	指 定 管 理 者
札幌駅 5・5 自転車等駐車場	札幌市中央区北 5 条西 5 丁目	札幌市中央区大通東 2 丁目 8 番地 5 国土警備保障株式会社 代表取締役 大内 和也
札幌駅北口自転車等駐車場	札幌市北区北 7 条西 3 丁目	
北 3 西 2 北側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 3 条西 2 丁目	
北 3 西 3 北側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 3 条西 3 丁目	
北 4 西 1 南側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目	
北 4 西 1 南側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 1 丁目	
北 4 西 2 南側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 2 丁目	
北 4 西 2 南側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 2 丁目	
札幌駅西側路上第 1 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 4 丁目	
北 4 西 5 西側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目	
北 4 西 5 東側路上自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目	
札幌駅西側路上第 2 自転車等駐車場	札幌市中央区北 4 条西 5 丁目	
札幌駅西側路上第 3 自転車等駐車場	札幌市中央区北 5 条西 7 丁目	
札幌駅西側路上第 4 自転車等駐車場	札幌市北区北 6 条西 7 丁目	
札幌駅南口暫定自転車等駐車場	札幌市中央区北 5 条西 4 丁目	